

【起業者用】申請書類に係るチェックリスト（起業等スタートアップ支援事業）

かがわ産業支援財団の伴走支援員による事業計画書のブラッシュアップ相談日 ※原則、令和7年6月11日～7月25日までに少なくとも2回以上、伴走支援員の指導を受けてください。	担当伴走支援員（ 先生） 月 日 月 日 月 日
--	---

区分	No.	様式等	部数（チェック欄）
申請書（共通）	1	補助金交付申請書・・・交付要領様式第1号	□1部
	2	申請事業の経費明細・・・交付要領様式第1号（別紙1）	□1部
	3	起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）事業計画書『起業』・・・交付要領様式第1号（別紙2（様式①、様式②）） ⇒様式①②の両方を提出してください。	□1部
	4	誓約書・・・交付要領様式第1号（別紙3）	□1部
	5	申請時点で香川県内に居住していない場合は、移住の意思が確認できる書類（任意様式、例：転出証明書の場合は写し） ※転出予定日、転出予定先、現住所及び氏名が記載されていること	□1部
	6	補足説明資料 ⇒必要に応じ添付可能。添付する場合はA4版片面印刷10枚程度までの印刷物に限ります（A3の折りたたみは不可） ⇒応募書類の「ビジネスコンテストの受賞実績」欄に記載された場合は、当該ビジネスコンテストの内容及び受賞が確認できる資料（パンフレット）及び表彰状の写し等を添付いただくこともできます。添付する際は、A4版片面印刷10枚程度までとしてください。	□原本1部 □コピー9部
	7	1～4の電子データ（WORD、EXCEL形式）※ <u>書面でもご提出いただきますが、別途、電子データでも送ってください。</u> <u>kigvoshien@kagawa-isf.jp宛てにデータを送ってください。</u> ※Windows10で認識できる状態にしてください。 ※文字化け等で受信・送信できない場合は、当財団から受取用データ便を送りますのでお問い合わせください。	□1式

＜これから個人開業又は会社の設立をする方＞

添付書類	8	申請日以前1か月以内に発行された 県税 の納税証明書 ⇒香川県県税事務所等において、「 県税に滞納がない 」旨の記載がされている納税証明書を取得してください。（ <u>国税、市町村税の証明書ではありませんのでご注意ください。</u> ） ※交付申請後に移住予定の方も香川県の県税事務所等で「 県税に滞納がない 」旨の記載がされている納税証明書を取得してください。	□原本1部
	9	住民票（※1）（申請日以前3か月以内に発行されたもので、個人番号記載省略の住民票）	□原本1部
	10	別法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの） ⇒複数の法人の役員に就任している場合は、全て添付してください。	□原本1部 □コピー9部
	11	創業支援塾等（※3）を受講済みの場合は、その事実を証明する書類（修了証、証明書等） ※令和7年3月31日以前の1年間において、県内外において既に個人開業若しくは会社の設立を行った者に該当する場合、その事実を証明できる書類を提出してください。	□コピー1部

<【個人事業主】既に起業されている方（4月1日から交付申請日まで起業した方）>

添付書類	12	申請者の申請日以前1か月以内に発行された 県税 の納税証明書 ⇒香川県県税事務所等において、「県税に滞納がない」旨の記載がされている納税証明書を取得してください。（ <u>国税、市町村税の証明書ではありませんのでご注意ください。</u> ） ※交付申請後に移住予定の方も香川県の県税事務所等で「県税に滞納がない」旨の記載がされている納税証明書を取得してください。	□原本1部
	13	住民票（※1）（申請日以前3か月以内に発行されたもので、個人番号記載省略の住民票）	□原本1部
	14	開業時に税務署に提出した開業届の写し（※2）	□コピー10部
	15	別法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの） ⇒複数の法人の役員に就任している場合は、全て添付してください。	□原本1部 □コピー9部
	16	創業支援塾等（※3）を受講済みの場合は、その事実を証明する書類（修了証、証明書等） ※令和7年3月31日以前の1年間において、県内外において既に個人開業若しくは会社の設立を行った者に該当する場合、その事実を証明できる書類を提出してください。	□コピー1部

<【法人】既に起業されている方（4月1日から交付申請日まで起業した方）>

添付書類	17	申請者（代表者） の申請日以前1か月以内に発行された 県税 の納税証明書 ⇒香川県県税事務所等において、「県税に滞納がない」旨の記載がされている納税証明書を取得してください。（ <u>国税、市町村税の証明書ではありませんのでご注意ください。</u> ） ※交付申請後に移住予定の方も香川県の県税事務所等で「県税に滞納がない」旨の記載がされている納税証明書を取得してください。	□原本1部
	18	履歴事項全部証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの） ※代表者（申請者）の居住地が不明な場合は、追加で証拠書類を求める場合があります。	□原本1部 □コピー9部
	19	別法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの） ⇒複数の法人の役員に就任している場合は、全て添付してください。	□原本1部 □コピー9部
	20	創業支援塾等（※3）を受講済みの場合は、その事実を証明する書類（修了証、証明書等） ※令和7年3月31日以前の1年間において、県内外において既に個人開業若しくは会社の設立を行った者に該当する場合、その事実を証明できる書類を提出してください。	□コピー1部

- ※1 住民票について、外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30条45規定区分」の項目が明記されたものを提出してください。
- ※2 添付する開業届の写しに電子申告（e-Tax）をした際の日付・受付番号が印刷されている場合は、開業届の写しのみでも可としますが、ない場合は下記（1）または（2）の対応が必要となります。
 （1）日付・受付番号のない開業届の写しに加え、以下①を添付する。
 ①電子申告した際の受信通知（メール詳細）
 （2）以下①または②を申込書に添付する。
 ①開業届以外の開業が確認できる公的書類の写し
 ＜例 1＞都道府県税事務所へ提出し收受されたことがわかる開業届（条例義務）
 ＜例 2＞事業の許認可を行う官公署へ提出し承認されたことがわかる書類
 ②保有個人情報の開示請求により取得した開業届の写し
- ※3 財団が実施する創業支援塾及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第33項に規定される特定創業支援等事業として実施される創業塾・創業セミナー・個別指導・個別相談 等